

消費税転嫁対策セミナー

アイジータックス税理士法人

岩永事務所 消費税転嫁対策相談担当

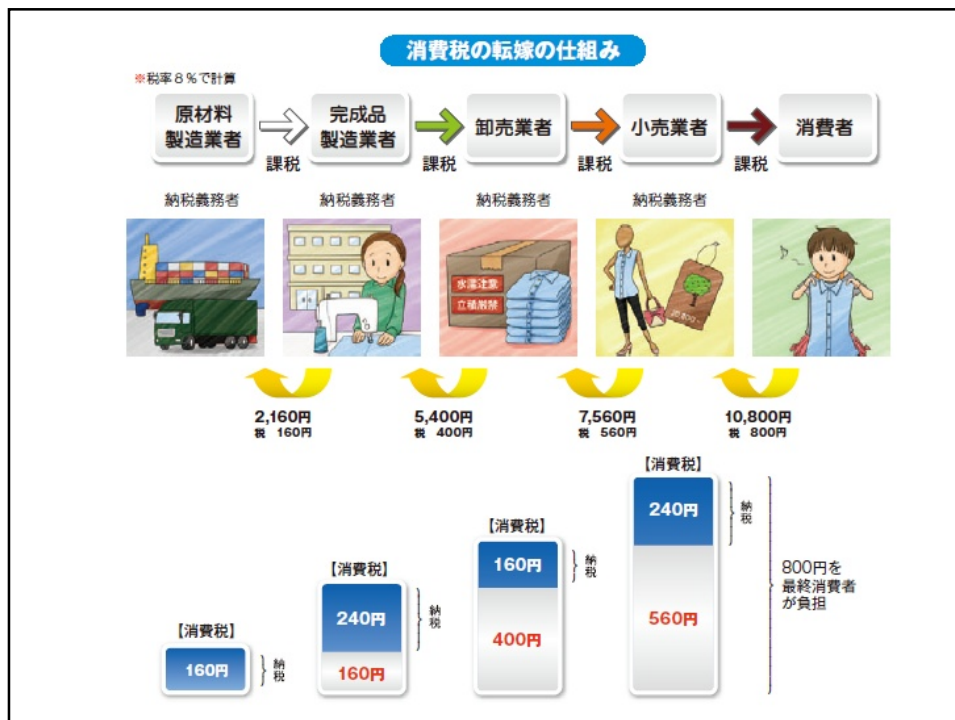
公認会計士 林田真知子

はじめに

- 消費税率アップの影響
- 国としての対策
- 今回のセミナーのポイント

消費税が段階的に上がります

消費税率の引上げ



今回のセミナーの内容

1. 転嫁拒否等の行為の是正

～「消費税分はおまけしてよ」といった要求は禁止されます。

2. 転嫁を阻害する表示の是正

～「消費税は当店が負担します」といった表示は禁止されます。

3. 総額表示の特例

～値札を貼り替えなくてもいい場合があります。

4. 転嫁カルテル・表示カルテル

～表示方法を業界団体に話し合って決めることができます。

1. 転嫁拒否等の行為の是正

①減額

②買ったたき

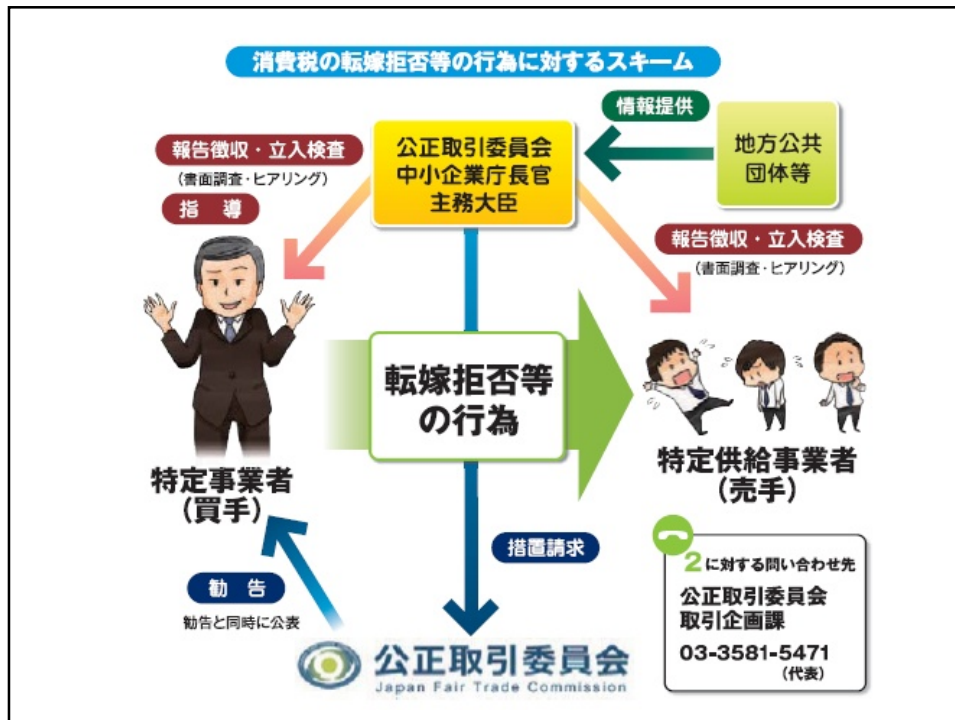
③商品購入、役務利用、利益提供の要請

④本体価格での交渉の拒否

⑤報復行為

(問い合わせ先)

公正取引委員会取引企画課03-3581-5471



①減額



②買ったとき



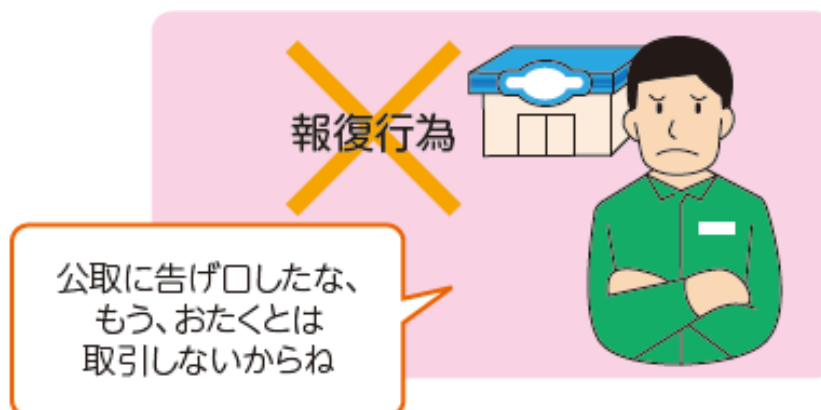
③商品購入、役務利用、利益提供の要請



④ 本体価格での交渉の拒否



⑤ 報復行為



2. 転嫁を阻害する表示の是正

①

~~消費税は
転嫁しません~~

~~消費税は
当店が負担しています~~

②

~~消費税率上昇分
値引きします~~



③

~~消費税相当分、
次回の購入に
利用できるポイントを
付与します~~

すべての事業者が対象です

①

消費税は
転嫁しません

消費税を転嫁して
いないので、価格が
安くなっています

これらは
全てダメです!

消費税は
おまけします

「消費税還元」、
「消費税還元セール」

消費税は
一部の商品にしか
転嫁していません

消費税は
当店が
負担しています

消費税はサービス

当店は消費税増税分
を据え置いています



②



消費税率上昇分
値引きします

消費税8%分
還元セール

増税分は
勉強させて
いただきます

消費税率の
引き上げ分をレジに
て値引きします

③



消費税相当分、
次回の購入に
利用できる
ポイントを
付与します

消費税相当分の
商品券を
提供します

消費税相当分の
好きな
商品1つを
提供します

消費税増税分を
後で
キャッシュバック
します



禁止されない表示

次の①～③のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも、消費税分を値引きする等の表示には該当しませんので、本法律で禁止されることにはなりません。

- ① 消費税との関連がはっきりしない ② たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけ ③ たまたま消費税率と一致するだけ



3. 総額表示の特例

▶ 特例がない場合(総額表示義務あり)の例



■ 個々の値札等で税抜価格を明示する例

〇〇〇円(税抜き)

〇〇〇円(税別)

〇〇〇円(税抜価格)

〇〇〇円(税別価格)

〇〇〇円(本体)

〇〇〇円+税

〇〇〇円(本体価格)

〇〇〇円+消費税







4. 転嫁カルテル・表示カルテル



〈独占禁止法の原則〉

カルテル禁止

「カルテル」とは、事業者等が商品の価格等を共同で取り決め、競争を制限する行為のこと

例外

〈転嫁対策特別措置法〉

転嫁カルテルOK

転嫁カルテルとは、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為のこと

表示カルテルOK

表示カルテルとは、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のこと

転嫁カルテル

〈転嫁カルテルの具体例〉

- 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- 消費税額分上乗せした結果、計算上生じる端数を、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定



表示カルテル

〈表示カルテルの具体例〉

- 税率引き上げ後の価格について統一的な表示方法を用いること
 - ・「消費税込み価格」と「消費税額」を並べて表示
 - ・「消費税込み価格」と「消費税抜き価格」を並べて表示



表示カルテル (→公取・第2部・第1・3)



アンケート



お問い合わせ窓口

消費税価格転嫁等総合相談センター

専用ダイヤルまたはホームページ上の専用フォームからご相談ください。

専用ダイヤル：0570-200-123

① 転嫁拒否等の行為の是正、転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先

公正取引委員会取引企画課 **03-3581-5471** (代表)

② 転嫁を阻害する表示の是正に関する問い合わせ先

消費者庁表示対策課 **03-3507-8800** (代表)

③ 消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先

財務省主税局税制第二課 **03-3581-4111** (代表)

当事務所連絡先

〒850-0035

長崎市元船町14-10 橋本商会ビル4F

TEL 095-826-1311 FAX 095-826-3225

URL <http://www.ig-mas.gr.jp>



岩永事務所 消費税転嫁対策相談担当

公認会計士 林田真知子